

第2次 長久手町文化マスタープラン

ともに創る きらめく長久手

2007(平成19)年3月

長久手町

はじめに

本町では、「ともに創る きらめく長久手」を目指し、長久手町文化マスタープランに基づいて、町民の皆様や芸術家・専門家の方々の協力を得ながら、文化行政に取り組んで参りました。この9年の間に、文化の家をはじめさまざまな文化活動の場づくりに取り組むとともに、普段では見ることのできない芸術家が本町を訪れすばらしい公演が行われるようになり、芸術のまちとして本町の取り組みを広く発信するなど、一定の成果を得ることができたと思います。

本町の文化マスタープランに基づいた取り組みは、地方自治体の文化行政における先駆けとして文化の家が JAFRA アワード（総務大臣賞）を受賞するなど、全国から高い評価を受けています。

この9年間で、本町の文化を取り巻く環境も大きく変化しました。2001年には文化芸術振興基本法が制定され、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利で、その環境整備を図ることが文化行政の基本理念として位置づけられました。同時に、社会・経済の情勢が大きく変化し、文化行政の目標・内容が厳しく問われるようになりました。

このような背景から、本町では、これまで行ってきた取り組みを見つめ直し、次の10年の文化行政のあり方を定めるために、文化マスタープランを改定することとしました。

この新しいプランを羅針盤に、文化の家と町内でのさまざまな文化活動が相乗効果を生み、長久手らしい芸術が、伝統文化が、生活文化が、そして産業が、町のそこに花開くことを目指して、文化行政に取り組んでまいります。

2007年3月

長久手町長 加藤梅雄

文化マスタープラン改定によせて

長久手町は、1998年に文化マスタープランを策定しました。これは当時としては画期的なことで、全国から注目を集めました。特に、文化の家開館前から、地域の文化政策を俯瞰する包括的な視点に立ち、中長期にわたる活動目標をきわめて具体的にとりまとめたことは、箱物行政を脱していない多くの地方自治体の文化施設計画と比較すると、一步も二歩も先に進んだすばらしい成果でした。そして、このすばらしいマスタープランを尊重して事業に当たられた歴代のスタッフ、彼らをサポートされてこられた多くのボランティアの方々に支えられ、文化の家は長久手町の住民の皆様に質の高い活動を提供して参りました。

ここに第二期の文化マスタープランを作成することになりましたが、そこにはこれまでの実績を踏まえつつも、これからの時代に必要な新たなビジョンを加え、さらなる充実を図っています。特に、少子高齢化社会に対応するための子どもに対するプログラムの充実や単に施設内にとどまることなく、さらに地域との関連を深める活動への展開、そして、これまで以上に地域の人々の参加により支えられる施設運営などが意識されています。この第二期のマスタープランにより、文化の家の活動が住民の皆さんの心の支えとなり、地域の福祉・文化環境の向上に今以上の貢献ができることを期待しております。

2007年3月

長久手町文化マスタープラン改定策定委員長 清水裕之

目次

序章 文化マスタープランの策定にあたって	1
1 策定の趣旨	3
2 関連法令・計画	3
3 構成と目標年次	3
(1) 構成	3
(2) 目標年次	4
4 文化の定義	4
1章 文化環境の現状と課題	5
1 町の概況	7
(1) 人口と世帯	7
(2) 町や産業等の概況	9
2 町の文化活動の現況	11
(1) 町民	11
(2) 芸術家・文化団体	14
(3) 文化事業、文化施設等	16
(4) 教育機関・文化財等	19
3 文化の家	20
(1) 利用状況	20
(2) 自主事業	23
(3) 運営体制	24
4 文化行政の成果と課題	24
(1) 成果	24
(2) 課題	25
2章 文化振興施策の推進方向	27
1 文化の意義・効果	29
2 行政の役割	30
3 基本理念	31
4 基本方針	31
5 具体的目標	32
6 施策の構成	35
3章 文化の家総合計画	37
1 文化の家の基本構想	39
(1) 基本理念	39
(2) 基本的視点	39
2 事業	42
(1) 事業の考え方	42
(2) 今計画期の重点施策	43

(3) 事業概要.....	44
(4) 各事業の内容.....	46
3 組織・運営.....	51
(1) 運営の考え方.....	51
(2) 管理運営主体.....	51
(3) 組織.....	53
(4) 運営.....	56
4 予算の考え方.....	58
4章 文化振興の展望.....	61
1 まちづくりと文化.....	64
(1) 都市環境・景観.....	64
(2) 住民・大学・企業等との協働.....	66
2 生活と文化.....	68
(1) 子どもと文化.....	68
(2) 暮らしと文化.....	69
(3) 健康・福祉と文化.....	70
(4) 伝統と文化.....	72
3 産業と文化.....	73
(1) 文化産業の育成.....	73
(2) 創造的な環境の創出.....	74
4 交流と文化.....	76
(1) 観光交流と文化.....	76
(2) 国際交流・多文化共生と文化.....	77
5 文化振興施策の評価.....	79
資料編.....	81

序章 文化マスタープランの策定にあたって

1 策定の趣旨

町は、平成 10 年 3 月に「長久手町文化マスタープラン」を策定し、同年 7 月に町の芸術振興の中核施設である文化の家を開館するなど、“ともに創る きらめく長久手”の実現に向けて、長久手らしい文化の創造と振興に積極的に取り組んできました。平成 13 年 12 月には文化芸術振興基本法が公布され、その冒頭では“文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである”と述べられています。この言葉を真摯に受け止めて、今後も文化行政の充実に取り組んでいく必要があります。

なお、文化マスタープラン策定後、9 年が経過し、その間に町内ではさまざまな文化行政が取り込まれました。平成 17 年には愛・地球博の開催地として全国・全世界の人々が訪れ、また、広く情報発信を行うことができました。その間に、経済や社会など文化を取り巻く環境がかなり変化しました。

このため、これまでの文化行政の成果と課題を踏まえ、今後の動向を見据えて、町の文化振興施策を総合的な観点から、体系的・具体的に示す、「長久手町文化マスタープラン」の改定を行いました。

2 関連法令・計画

本マスタープランは、文化芸術振興基本法の第 4 条「地方公共団体の責務」における“地域の特性に応じた施策の策定”に基づくものです。また、音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律、文化芸術の振興に関する基本的な方針[第 2 次基本方針](平成 19 年 2 月閣議決定)など、国の法令・方針を踏まえています。また、愛知県の文化芸術行動プラン(平成 15 年 8 月策定)など、愛知県の文化芸術振興計画の内容を考慮して作成しています。

町の計画としては、長久手町第 4 次総合計画の下位計画で、第 5 次総合計画の策定に向けた文化部門の先導的な位置づけとなります。また、「次世代支援育成行動計画」「生涯学習基本構想」「高齢者福祉計画」「観光交流基本計画」「景観計画」「美しいまちづくり条例」など町内の各種計画や条例等との整合性を図っています。

3 構成と目標年次

(1) 構成

本マスタープランの構成は 4 章からなり、1 章の「文化環境の現状と課題」では町民、芸術家、文化団体、文化行政等の活動状況と、文化振興上の成果と課題を把握しています。これを踏まえ、2 章の「文化振興施策の推進方向」では文化振興の意義を再確認した上で、基本理念を定め、理念を通じて実現しようとする基本方針と目標を設定しています。

さらに、この基本理念・基本方針・目標を踏まえ、3 章の「文化の家総合計画」では、町の具体的な芸術振興施策を実施する上で拠点となる文化の家について、体系的・効果

的な事業・運営・予算等のあり方を考え、4章の「文化振興の展望」ではまちづくり、生活、産業・経済、交流など幅広い領域にわたって文化振興施策の方向性を示します。また、本章の最後には、本マスタープランで提示された計画の達成状況の把握や計画の見直しに活用できるよう、文化振興施策の評価方法を示しています。

(2) 目標年次

本計画は、2007年度を助走期間として、2008年度を初年度とし、概ね10年後(2017年)を目標年次としています。

ただし、文化の家の事業・運営の方法については、地域の文化活動の進展や地域や社会の変化にきめ細かく対応するため、3年に1回程度、そのあり方を検討します。また、個別の事業については、毎年、その内容について検討します。

4 文化の定義

ひとくちに文化といっても、場面場面に応じてさまざまな意味に使われているのが実状です。

本マスタープランにおいては、文化芸術振興基本法の第8条から13条に基づき、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化・国民娯楽及び出版物、文化財を、主な「文化」の範囲とします。

文化は、精神性、創造力、行動様式など根元的な人の営みと結びつくものです。このため、本マスタープランでは文化が、日常生活、コミュニティ、まちづくり、産業・経済など、幅広い領域にわたって影響を持つことを踏まえ、計画を策定しています。

【参考：文化芸術振興基本法】

分野	例示
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術(メディア芸術を除く)
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)
生活文化・国民娯楽及び出版物	生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術